

情報倶楽部

2024年4月

No. 276

編集発行人 税理士 細見 秀樹

〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400

お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

消費税

★ 派遣社員に支払った出張旅費等の仕入税額控除

Q. 派遣社員に支払った出張旅費などについて仕入税額控除を受けるには、どうしたらいいですか？

A. 派遣社員や出向社員(派遣社員等)に対して支払う出張旅費等については、それぞれ次のとおり取り扱われます。

①派遣元企業等に支払うもの

その出張旅費等が直接的に派遣社員等へ支払われるものではなく、派遣元企業や出向元企業(派遣元企業等)に支払われる場合、派遣先企業や出向先企業(派遣先企業等)においては、人材派遣等の役務の提供に係る対価として、仕入税額控除に当たり派遣元企業等から受領した適格請求書の保存が必要となります。

②派遣元企業等から派遣社員等に支払うもの

派遣元企業等がその出張旅費等を預かり、そのまま派遣社員等に支払われることが派遣契約や出向契約等において明らかにされている場合には、派遣先企業等において、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。この場合、その出張旅費等に相当する金額について、派遣元企業等においては立替払を行ったものとして課税仕入れには該当せず、仕入税額控除を行うことはできません。

なお、これらの出張旅費等には、概算払いによるもののほか、実費精算されるものも含まれます。

[0521-1334-faq.pdf \(nta.go.jp\)](#) 20頁問⑮

★ 適格簡易請求書を交付することができる事業

Q. 適格簡易請求書の交付対象には、どのような事業が該当しますか？

A. 消費税では、適格請求書発行事業者が、不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等を行う一定の事業を行う場合には、適格請求書に代えて、記載事項を簡易なものとした適格簡易請求書を交付することができるとしています。

一定の事業には、小売業や飲食店業、写真業、旅行業、タクシー業及び駐車場業(不特定かつ多数の者に対するものに限り)の他、「これらの事業に準ずる事業で不特定かつ多数の者に資産の譲渡等を行う事業」が含まれますが、その事業に該当するかは、個々の事業の性質により判断されます。

また、「不特定かつ多数の者に資産の譲渡等を行うもの」には、その取引に当たり、相手方の氏名等を確認するものであったとしても、相手方を問わず広く一般を対象に資産の譲渡等を行う、ホテル・旅館等の宿泊サービスや航空サービス、レンタカー事業なども対象となります。

他方、通常の事業者間取引や、消費者を含めた多数の者に対して行う取引であったとしても、その相手方を一意に特定したうえで契約を行い、その契約に係る取引の内容に応じて個々に課税資産の譲渡等を行うようなもの(電気・ガス・水道水の供給、電話料金など)は、一般的には、適格簡易請求書の交付ができる事業には該当しないとしています。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/24.pdf>

★ 適格請求書の修正

Q. 取引先から受領した適格請求書の記載事項に誤りがありました。こちらで、間違いを修正して、それを取引先に連絡することで仕入税額控除を受けることはできますか？

A. 売手である適格請求書発行事業者は、交付した適格請求書、適格簡易請求書又は適格返還請求書(電磁的記録により提供を行ったものも含む)の記載事項に誤りがあつたときは、買手である課税事業者に対して、修正した適格請求書、適格簡易請求書又は適格返還請求書を交付しなければならないこととされており、買手においては、追記や修正を行うことは認められていません。

ただし、買手が作成した一定事項の記載のある仕入明細書等の書類で、売手である適格請求書発行事業者の確認を受けたものについても、仕入税額控除の適用のために保存が必要な請求書等に該当しますので、買手において適格請求書の記載事項の誤りを修正した仕入明細書等を作成し、売手である適格請求書発行事業者に確認を求めることも認められます。

したがって、受領した適格請求書に買手が自ら修正を加えたものであったとしても、その修正した事項について売手に確認を受けることで、その書類は適格請求書であるのと同時に修正した事項を明示した仕入明細書等にも該当することになりますので、その書類を保存すれば、仕入税額控除の適用を受けることが認められます。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/92.pdf>

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/33.pdf>

資 産 税

★ 改正相続時精算課税制度

Q. 新しい相続時精算課税制度が始まったそうですが、この制度を適用する場合はどのように取り扱われますか？

A. 令和6年1月1日から、年間110万円まで申告不要となる基礎控除が設けられた改正相続時精算課税制度が始まりました。

令和6年1月1日以後に精算課税制度の適用を初めて受ける場合は、年間の贈与税額が基礎控除額(110万円)以下であれば、贈与税の申告期限までに「相続時精算課税制度選択届出書(届出書)」を所轄税務署長に提出し、贈与額が基礎控除額を超えるときは、届出書に加えて贈与税の申告書を提出することになります。そして、2年目以降は、届出書の提出は不要で、基礎控除額を超える贈与があれば申告期限までに申告書を提出することになります。

また、令和5年中の贈与に初めて相続時精算課税を受ける場合は、贈与税の額に関わらず、届出書と贈与税の申告書を所轄税務署長に申告期限までに提出しなければならず、適用2年目以降は、贈与を受けた年ごとに申告書を提出しなければなりません。

なお、改正前に精算課税の適用を受けている場合でも、令和6年1月1日以後の贈与については、110万円の基礎控除が受けられる改正後の精算課税が適用されますが、特に改めて届出書を提出し直す必要はありません。

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/shinkoku/zoyo/tebiki2023/pdf/030.pdf>

相続税及び贈与税の税制改正のあらまし

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0023006-004.pdf>

所得 税

★ 新NISA

Q. 令和6年から、新しいNISAが始まったそうですが、どのような内容なのですか？

A. 令和6度より、新NISA制度が始まりました。

NISAは、18歳以上（非課税口座を開設する年の1月1日現在）の居住者等が金融機関に開設している非課税口座で取得した上場株式等について、その配当等やその上場株式等を売却したことにより生じた譲渡益が非課税となる制度です。

新NISAでは、その年に投資できる上限額（年間投資上限額）が「つみたて投資枠」が120万円、「成長投資枠」が240万円とされています。

ただし、その年の投資額が、この年間投資上限額に達していない場合であっても、非課税保有限度額（総枠が1,800万円うち成長投資枠が1,200万円）を超えて投資をすることはできません。

「つみたて投資枠」と「成長投資枠」では、投資することができる金融商品が異なります。既に非課税口座を開設している人は、その非課税口座を開設している金融機関に、「金融商品取引業者等変更届出書」の提出をする等の一定の手続を行うことで、他の金融機関において非課税口座を開設すること（金融機関の変更）が可能です。

ただし、同一年分に複数の「つみたて投資枠」及び「成長投資枠」を重複して設けることはできません。

開設する証券会社の内容をよく吟味してください。

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nisa/pdf/shinnisa.pdf>